

令和6年9月定例会

(2024年)

市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹 田 市

1 現行の保険証と資格確認書の記載事項が分かる資料

	現行の保険証	資格確認書 (※)
記載事項	氏名	氏名
	性別	性別
	生年月日	生年月日
	世帯主氏名	世帯主氏名
	被保険者記号	被保険者記号
	番号	番号
	枝番	枝番
	保険者番号	保険者番号
	交付者名	交付者名
	保険者電話番号	保険者電話番号
	適用開始年月日	適用開始年月日
	交付年月日	交付年月日
	有効期限	有効期限
	住所	住所

※特別療養費の対象者である場合にはその旨を記載

高等学校等学習支援金の過去5年間の支給者数及び申請書に記載の質問項目に対する回答結果

1 支給者数

	年度	令和元年度 (2019年度)					令和2年度 (2020年度)					令和3年度 (2021年度)					令和4年度 (2022年度)					令和5年度 (2023年度) 見込み				
		支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)	支給者数 (人)	支給金額 (円)					
公立高校	支給者数 (人)	292		274		221		205		200																
	支給金額 (円)	13,260,000		12,432,000		10,116,000		9,172,000		8,872,000																
私立高校	支給者数 (人)	261		241		265		243		242																
	支給金額 (円)	11,672,000		10,988,000		11,876,000		10,900,000		10,784,000																
専修学校	支給者数 (人)	12		6		6		6		5																
	支給金額 (円)	568,000		284,000		288,000		260,000		232,000																
合計	支給者数 (人)	565		521		492		454		447																
	支給金額 (円)	25,500,000		23,704,000		22,280,000		20,332,000		19,888,000																

2 申請書に記載の質問項目に対する回答結果

(単位：件)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①受給効果について					
1 とても意欲的に学校生活に取り組めた	274	261	254	251	-
2 ある程度意欲的に学校生活に取り組めた	40	44	39	54	-
3 あまり学校生活上の影響はなかった	0	3	1	2	-
4 その他	0	0	0	0	-
合計	314	308	294	307	-

(単位：件)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
②使用目的について（複数回答可）					
1 教科書	208	186	177	152	-
2 学校指定の副読本・教材等	139	116	94	114	-
3 授業に必要な文房具類・実験実習材料費	167	175	164	159	-
4 参考書・辞書・問題集など	115	105	121	156	-
5 その他	24	27	11	14	-
合計	653	609	567	595	-

※令和5年度からは、支給対象を本人から保護者に変更したことに伴い、申請者の負担軽減のため質問項目欄を削除しています。

高等学校等学習支援金、奨学のための給付金、児童手当の支給目的、支給対象者及び給付金額一覧

	高等学校等学習支援金 (実施主体：吹田市)	奨学のための給付金 (実施主体：大阪府)	児童手当 (実施主体：市区町村または所属庁)
目的	修学に資する費用の負担を軽減すること	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与すること	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること
支給対象者	高等学校等に入学した年における4月1日現在の年齢が17歳以下である高校生等の保護者であって、本市に居住し、世帯の前年の所得が市町村民税の所得割非課税相当であるもの	高等学校等就学支援金の支給対象者に在学し、平成26年（2014年）4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した生徒の保護者であって、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有し、保護者等（親権者全員）の市町村民税の所得割が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であるもの	【令和6年（2024年）9月まで】 中学校修了まで（15歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育するものであって所得上限限度額未満のもの 【令和6年（2024年）10月から】 高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育するもの
給付金額	月額4,000円 〔年間48,000円（年度途中申請は月割り支給）〕	【国公立高等学校等】 年間32,300円～143,700円 【私立高等学校等】 年間52,100円～152,000円 ※世帯の状況や学校課程により異なる。	【令和6年（2024年）9月まで】 月額5,000円～15,000円 【令和6年（2024年）10月から】 月額10,000円～30,000円 ※令和6年（2024年）9月までは特例給付を含む。 ※第3子加算額を含む。

当該条例の廃止を検討し始めてからここに至るまでのプロセスが分かる資料

令和4年(2022年) 1月31日	包括外部監査において、制度の在り方検討について参考意見表出 所管において、制度の在り方の検討開始
令和5年(2023年) 3月31日	国から児童手当の拡充を含んだ「こども・子育て政策の強化について (試案)」提示 所管において、事業廃止を視野に入れた検討を開始
6月1日	副市長協議 事業の方向性について確認
令和6年(2024年) 3月28日	国において、児童手当の拡充内容を含む予算が成立
4月19日	副市長協議 基金条例の方向性について確認
5月9日	市長協議 事業および基金条例の方向性について確認
6月19日	教育委員会協議会 事業廃止について協議
8月14日	教育委員会会議 事業廃止について承認
8月22日	政策会議 基金条例廃止について意思決定

